

若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援助成金交付事業Q&A

質問	回答
どのようなものが助成の対象ですか	訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与、特定福祉用具の購入、意見書作成料が助成の対象となります。詳しくはチラシ、ホームページをご覧ください。
助成金額はいくらですか	訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与については、合わせて1か月あたり7万2千円、特定福祉用具の購入は、ひとり9万円を上限額としてかかった費用の9割を助成します。例えば、訪問入浴介護と介護用ベットのレンタルで1か月に5万円かかった場合、9割の4万5千円を助成します。
上限額を超えた場合はどうなりますか	上限額を超えた分は自己負担となります。例えば、特定福祉用具の購入で12万円の場合、上限額の9万円が助成されますので自己負担は3万円となります。
特定福祉用具の購入に対する助成は1回限りですか	上限額の9万円までは複数回、申請できます。
車いすをレンタルではなく、購入したいのですが助成されますか	福祉用具については、貸与・購入の種類が決まっています。車いすは貸与の場合が助成対象ですので、購入の場合は助成されません。
申請は本人(利用者)でなく、家族でもできますか	委任状を提出していただくことで可能です。本人及びご家族の方の本人確認書類の提示をお願いします。
ベッドをレンタルしたいのですが、助成金の請求は毎月申請するのですか	まとめて請求することができますが、支払日の属する年度末(3月31日)までに請求してください。